

浄化槽管理者(設置者)の義務について

1. 保守点検及び清掃の義務

- 浄化槽法により浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃が義務付けられています。
- 保守点検は、大分市登録の浄化槽保守点検業者と、また、清掃は、大分市許可の浄化槽清掃業者と契約しましょう。

※保守点検・清掃についての指導・助言・勧告後の命令に違反した場合は、「6月以下の懲役又は、100万円以下の罰金」に処せられます。



2. 法定検査を受ける義務(裏面をご覧ください。)

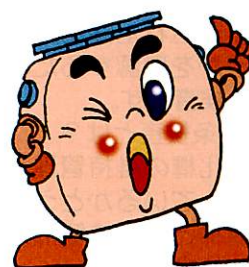
- 設置後等の水質検査
浄化槽を新たに設置後、県知事が指定する検査機関で水質に関する検査を受けることが、義務付けられています。(法第7条検査)
- 定期水質検査
毎年1回、県知事が指定する検査機関で水質に関する検査を受けることが、義務付けられています。(法第11条検査)

■ 県知事指定検査機関

財団法人 大分県環境管理協会 (TEL 097-567-1855)

に申し込みましょう。

※法定検査を受けることについての指導、助言、勧告後の命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。



3. 報告、届出の義務

- 浄化槽使用開始報告書
浄化槽の使用開始の日から30日以内に報告書を提出してください。
- 浄化槽管理者変更報告書
浄化槽管理者に変更があったときは、変更の日から30日以内に提出してください。
- 浄化槽廃止届
浄化槽の使用を廃止したときは、30日以内に届出をしてください。

法定検査について

浄化槽の設置・管理・使用方法などに誤りがあると、適正な処理ができません。そこで、浄化槽を快適に使用するために行う健康診断にあたるのが、浄化槽法で義務づけられている法定検査です。必ず受けて浄化槽を正しく使いましょう。

■県知事指定検査機関 財団法人 大分県環境管理協会

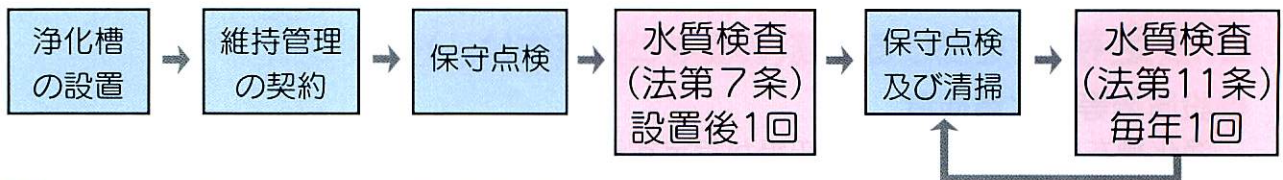
●検査の申し込みとお問い合わせ先

所在地 〒870-1123

大分市大字寒田字下原409番地の40

電話 097-567-1855

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に1度、その後、毎年1回県知事が指定した検査機関の検査を受けなければなりません。(浄化槽法第7・11条)



■検査手数料 (参考) (自己負担)

処理対象人員	水質検査 (法第7条検査)	定期検査 (法第11条検査)
5~10人	10,000円/回	5,000円/回
11~20人	12,000円/回	7,000円/回
21~50人	15,000円/回	10,000円/回

※処理対象人員が51人以上については別途お問い合わせ下さい。

◆7条検査とは？

新設された浄化槽が適正に機能しているかどうかを確認するため、指定検査機関が実施する検査です。

◆11条検査とは？

浄化槽の維持管理が適正に行われ、正常に機能しているかどうかについて、保守点検及び清掃とは別の観点から、指定検査機関が実施する検査です。

◆検査結果は？

検査結果は、指定検査機関から浄化槽管理者(設置者)に通知されるとともに、大分市下水道経営企画課に報告されます。

◆検査の日時は？

法定検査は、指定検査機関から連絡がありますので、日時を取り決めて検査を受けるようお願いいたします。

この法定検査と、月々の保守点検・清掃とは、別になりますのでご注意ください。

■提出・届出先・問い合わせ先

〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号 大分市庁舎城崎分館4階

大分市下水道部下水道経営企画課 浄化槽担当班

(TEL 097-537-5640)